

八千代市教育委員会会議録
平成30年2月第2回臨時教育委員会

1 期 日 平成30年2月13日(火)
開 会 午前9時30分
閉 会 午前9時50分

2 場 所 教育委員会庁舎大会議室

3 出席者
教育長 加賀谷 孝
委員 石井 伸一
委員 須堯 福美
委員 佐藤 志津
委員 川嶋 一永

4 事務局
教育総務課長 斎藤 仁
教育総務課主幹 蕨 茂美
教育総務課副主幹 宮澤 久史

5 開 会

○加賀谷教育長 ただいまから定例教育委員会を開会いたします。議事の進行を行う委員の指名を行います。八千代市教育委員会会議規則第20条の2の規定により、教育長において、石井委員を指名いたします。石井委員、よろしく願いいたします。

6 署名人の指定

○石井委員 それでは、署名人の指定を行います。加賀谷教育長のほか、須堯委員をお願いしたいと思います。

○須堯委員 わかりました。

7 議案第1号について公開とするか(議決)

○石井委員 議事に入る前に、本日予定されています、議案第1号「審査請求について」は、八千代市教育委員会会議規則第7条の2第1項第2号「訴訟、審査請求その他の争訟に関する事項」に該当するものとして、非公開とすることができるかとあります。

非公開の会議とすることにご異議ございますか。

<異議なし>

○石井委員 出席者全員の議決により非公開といたします。

(以下、議案第1号は、非公開の会議)

8 議 事

議案第1号 審査請求について

○教育総務課長 議案第1号について提案理由の説明
(概要)

提案理由：平成30年1月12日付で提出された「八千代市教育委員会の平成29年11月8日付けの審査請求人に対する後援不承認通知書（教総第〇〇-〇〇号）」に係る審査請求について、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下の裁決といたしたい。

(補足説明)

○教育総務課主幹 裁決書（案）1ページ中段をご覧ください。「事業の概要」から読み上げながら説明させていただきます。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年9月29日付けで、処分庁に対し、八千代市教育委員会後援等取扱要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」に係る後援の承認の申請を行った。
- 2 処分庁は、上記1の申請の内容が要領第4条第6号に掲げる「その他後援等を行うことが不相当と認めるもの」に該当することから、当該申請に対し、後援の不承認（以下「本件不承認」という。）を行い、平成29年11月8日付けで、後援を不承認とする旨の通知書（以下「本件不承認通

権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接に国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解されている。

すなわち、行政庁が法令に基づき優越的立場において直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定する行為が、審査請求の対象となる行為である「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たるといえる。

3 ここで、上記の見地に基づいて、本件審査請求の対象となる行為である本件不承認が「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たるか検討する。

(1) 本件不承認は、要領に基づいてなされたものと認められるところ、要領は、処分庁が定めた内部規則にすぎないものであって、法令には当たらず、また、法令の直接的な委任に基づいて制定されたものでもない。

(2) 他方、要領の定めによれば、後援の名義の使用を希望する者は、処分庁に対し、その申請を行い、処分庁は、要領の定める手続及び基準に基づき、後援の名義の使用を承認するか否かを決定することとされている。
(要領第3条から第7条まで)

これは、申請者による申込みと処分庁による承諾とにより、申請者と処分庁との間において後援の名義の使用に関する契約関係が成立するというを予定しているものと解される。

そうすると、本件不承認は、処分庁の申請者に対する上記契約を締結しない旨の意思表示であり、非権力的な行為であって、優越的立場において直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定する行為とはいえない。

また、本件不承認を行ったからといって、申請者に対し、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」を行うことについて、何らかの制約がなされるわけではないことから、本件不承認は、申請者の権利義務を形成し、又はその範囲を確定する行為ではないことが窺える。

(3) 以上によれば、本件不承認は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらないといわざるを得ない。

4 したがって、本件不承認は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たると認められないことから、本件不承認が「行政庁の処分そ

の他公権力の行使に当たる行為」であることを前提とする本件審査請求は、不適法というべきである。

結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。平成30年2月

(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として（訴訟において八千代市を代表する者は八千代市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しの訴えを求めることはできません。

また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上です。

<質疑・応答>

○石井委員 確認なのですが、行政不服審査制度について簡潔に説明していただけますでしょうか。

○教育総務課副主幹 行政不服審査制度とは、国や地方自治体による「行政処分（一般的に処分という）」に対して、不服申し立てができる制度のことで、行政不服審査法により手続き等が規定されています。以上です。

○石井委員 もう1点、行政処分についても簡潔に説明をお願いします。

○教育総務課副主幹 ただいま読み上げた、裁決書（案）理由2のとおり、行政処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接に国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものと解されています。今回の後援不承認については、行政処分には当たるものではございません。

○佐藤委員 確認なのですが、後援の承認、不承認については、法令に基づいて行われているというものではないということですか。

○教育総務課副主幹 裁決書（案）理由3のとおり、後援承認、後援不承認につきましては、「八千代市教育委員会後援等取扱要領」に基づいて、決定されていますので、同要領は、法令には当たらず、また、法令の直接的な委任に基づいて制定されているものでもございません。

○佐藤委員 それに基づいて決められたので、行政処分ではないのですね。

○教育総務課副主幹 そのとおりでございます。同要領は、法令には当たらず、また、法令の直接的な委任に基づいて制定されたものではありません。

○須堯委員 わかりやすい例をいくつかお願いします。

○教育総務課副主幹 運転免許停止処分、運転免許取り消し処分、飲食店の営業停止処分などです。いずれも、道路交通法、食品衛生法のように、法令に基づいて行われる行政行為です。以上です。

○須堯委員 法令に基づいて行われるものが行政処分なのですね。ありがとうございました。

○川嶋委員 確認なのですが、どのような理由で「却下」という裁決になったのですか。

○教育総務課副主幹 裁決書（案）理由3のとおりに検討いたしました。結論としましては、後援不承認に対する審査請求については、行政不服審査法第45条第1項の規定「その他不適法である場合」に該当するので、「却下」という裁決をいたしました。以上です。

○川嶋委員 確認なのですが、行政不服審査法第45条第1項の規定「その他不適法である場合」を詳しく説明してもらえますか。

○教育総務課副主幹 「その他不適法である場合」とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」ではないことに対し、審査請求をすることです。

○川嶋委員 後援不承認に対する審査請求については、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」ではないことから、「却下」という裁決になったのでしょうか。

○教育総務課副主幹 そのとおりでございます。本件後援不承認が「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と前提とする本件審査請求は不法というべきであり、「却下」という裁決であります。

○川嶋委員 わかりました。ありがとうございます。

○石井委員 議案第1号について採決を求める。

<異議なし>

採決の結果、議案第1号は原案のとおり承認されました。

9 閉 会

○加賀谷教育長 臨時教育委員会を閉会いたします。